

<p>(3) 擁壁の高さ・増積、盛土</p>	<p>① 近隣の住環境及び景観上の観点から、擁壁の増積及び現況の地盤面を変更する盛土は行わないものとします。</p> <p>② 新たに宅地を造成する際に、地形的な条件から盛土が必要な場合や擁壁が生じる工事を行う場合においても、近隣の住環境及び景観上の保全に十分な配慮を行うものとします。</p>
<p>(4) 建築物付帯施設の位置</p>	<p>エアコンの室外機等の建築物付帯施設の設置に際しては、近隣の住環境に配慮するものとします。</p>